明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○建築士法の一部を改正する法律（九三）　一〇
○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（九四）　一二
○漁業法等の一部を改正する等の法律（九五）　三〇
○貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（九六）　三六
○食品表示法の一部を改正する法律（九七）　三九
○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（九八）　四四
○天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（九九）　四六
○ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（一〇〇）　四八
○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律（一〇一）　五五
○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（一〇二）　五七
○特定興行入場券の不正転売の禁止等による興行入場券の適正な流通の確保に関する法律（一〇三）　五九
○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（一〇四）　六〇
○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（一〇五）　七一
〔政　令〕
○地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙等の期日等の臨時特例に関する法律施行令（三三六）　七七

本号で公布された法令のあらまし

◇建築士法の一部を改正する法律（法律第九三号）

（国土交通省）

1　建築士の免許

一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許は、一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であって、大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業し、建築に関する実務の経験を一定期間以上有する者等でなければ、受けることができないこととした。（第四条関係）

2　一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の見直し

大学等において国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者は、建築に関する実務の経験がなくても、一級建築士試験を受けることができるものとする等、一級建築士試験、二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格について所要の見直しを行うこととした。（第一四条及び第一五条関係）

3　施行期日

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（法律第九四号）

（文部科学省）

1　題名及び総則の改正

㈠　法律の題名を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改めることとした。（題名関係）

㈡　目的規定について、我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を実現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化のために必要な事項等を定めること及び経済社会の健全な発展に寄与することを加えることとした。（第一条関係）

㈢　基本理念について、科学技術・イノベーション創出の活性化は、研究開発等の推進のための基盤の強化等を推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図るとともに、国民経済の健全な発展及び安全で豊かな国民生活の実現に寄与するよう行わなければならないこととした。（第三条関係）

㈣　研究開発法人及び大学等の責務として、民間事業者と連携して科学技術・イノベーション創出の活性化に努めるものとすること等を加えるとともに、民間事業者の責務を加えることとした。（第六条関係）

2　研究開発等の推進のための基盤の強化

大学等の教育研究施設等の充実、多様な人材の活用による科学技術・イノベーション創出の活性化、若年者である研究者の雇用の安定、クロスアポイントメントの活用、研究開発等の公正性の確保、研究開発法人及び大学等の経営能力の強化の推進並びに研究開発施設等の整備等について規定することとした。（第九条、第一〇条、第一二条の二、第一五条第二項及び第二四条の二～第二四条の四関係）

3　競争の促進等

㈠　国及び民間事業者のそれぞれの資金を組み合わせて行われる研究開発等の方式の適切な活用及び公募型研究開発に係る間接経費の交付について規定することとした。（第二五条第二項及び第二六条の二関係）

㈡　特定の公募型研究開発に係る業務に要する費用に充てるための基金を設けることができる研究開発法人を規定するとともに、当該基金に係る業務に関する国会への報告等について規定することとした。（第二七条の二、第二七条の三及び別表第二関係）

4　国等の資金により行われる研究開発等の効率的推進等

我が国及び国民の安全に係る研究開発等の評価、民間事業者から提供される資金に応じた国の資金の配分、科学技術に対する理解の増進及び研究開発等に係る寄附の促進等について規定することとした。（第二八条、新第三〇条第一項及び新第三一条関係）